

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。

大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

2013年5月号

*.☆

【目次】

▼室長の現場レポート（第3回目）

銀座第二室室長 兼 給与計算センター室室長 田辺 英昭

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第9回目） 平木 圭介編

▼大槻事務所だより 5月号

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol50.pdf

▼空席わずか！ 5月無料セミナー案内

▼室長の現場レポート（第3回目）

人事・総務担当者様におかれましては、年度末退職、新入社員のイベントが一段落され、ホッとされているのではないのでしょうか。

しかし、5月はゴールデンウィークで営業日数は少なく、6月から①住民税の改定・7月の②労働保険料の納付・③算定基礎届（定時決定）の提出等々とイベントが続き、まだまだ忙しさは続きます。今回はこの3つについてご説明させていただきます。

① はじめに、住民税は1月に各市区町村に提出した給与支払報告書をもとに市区町村が住民税額を計算し、計算の結果が5月末日までに市区町村民税・都道府県民税特別徴収通知書として送られてきます。

会社はこの通知書に基づいて、6月から翌年5月までの税額を各月の給与から控除し、市区町村に納付することになります。そのため、人事・総務担当者様は、毎年、従業員一人ひとりの住民税の月割額の改定を行います。さらに通知書（納税義務者用）は従業員一人ひとりに渡す必要があります。これらの作業が繁雑のため、アウトソーシングのご相談を承ることがよくあります。

② 次に、労働保険料の算出は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算することになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、原則会社ごとに定められた保険料率を乗じて労働保険料を算定します。

労働保険料は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算する方法のため、保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

この手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることがあります。

また、労働局（労働基準監督署・ハローワーク）が行なう調査業務の一つとして労働保険料が正しく申告されているかを調査する「労働保険料算定に関する事業場調査」があり、調査の際に労働保険料の申告に誤りがある場合や、保険料の不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10パーセントが追徴金として徴収されることもあります。

ご質問をよく受ける内容としては労働保険の対象となる賃金についてです。あるお客様は対象とならない賃金を含め計算したため、労働保険再確定申告の手続きを行い、その際、確定保険料算定基礎賃金集計表、賃金台帳等の添付が必要となり手間と時間を要しました。

その他、注意すべき点としては、海外派遣者・出向労働者・免除対象高年齢労働者の取り扱いになります。今年度からの変更点としては、一般拠出金の充当処理が労働保険料申告書に欄が設けられ可能となっています。

③ 最後に算定基礎届（定時決定）は、従業員（社会保険加入者）の「標準報酬月額」を実際に受けた報酬にあわせて毎年9月に決定し直す届出です。7月1日現在で使用している従業員（社会保険加入者）の3か月間（4～6月）の報酬月額で作成します。

決定し直されたこの「標準報酬月額」は、原則1年間（9月から翌年8月まで）は固定され、保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

6月1日以降の社会保険加入者や7月・8月・9月に随時改定者（育児休業終了時改定者も含む）は算定基礎届の提出は不要です。

昨今、ご質問を多く頂くのは新保険者算定と現物給付の取扱いについてです。

新保険者算定は、平成23年4月より、当年の4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均（報酬の支払の基礎日数となった日数が17日未満である月があるときは、その月は除く）から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合について、認められる算出方法です。

『どうしても4月～6月に業務が集中しがちで保険料が高すぎるのでなんとかないか』とお考えの人事・総務担当者の方には、施行された際は朗報だったのですが、申請書が一人につき1枚、その用紙には7月～6月の報酬月額の記載、さらに対象者の同意が必要と手続きが煩雑のため断念されるお客様が多いのが現実です。弊所のシステムでは、申請書の作成まで可能です。

現物給付に関しては、住居に関し平成24年4月より居住用のスペースのみが対象となったことから算出が複雑となり、さらに平成25年4月よりその事業所所轄の都道府県のみ価額での計算だったのがその対象労働者が所属する事業所所轄の都道府県価額で計算となったことから

複雑となりました。

上記のようなことの他に、障害者雇用納付金申告書、高年齢者雇用状況報告などもあります。全体としていろいろと複雑で分かりにくいことが多いかと思いますので、弊所をご利用頂く機会を設けて頂ければ幸いです。

銀座第二室室長 兼 給与計算センター室室長 田辺 英昭

▼大槻事務所日より

5月号の特集は「労働関係諸法令に係る事業場（所）」についてです！

http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol50.pdf

▼大槻事務所スタッフのおすすめの○○（第9回目） 平木 圭介編

最近やっと暖かくなってきました。花粉のピークも過ぎてあつと言う間に夏服ですね。暑くなるとついビールが飲みたくなってしまいますが、ビールを飲んでも水分補給にはならないそうなので（むしろ脱水の症状になりやすいらしいので）、気を付けてください。それでもついつい飲む量が増えてしまう季節です。

皆さんスポーツ観戦はお好きですか？

スポーツは観戦よりも実際にやった方がいいと思う方もいるかも知れません。確かに私も気持ちとしては実際にやった方がいいのですが・・・

年を重ねるにつれ、やるよりも見る機会が増えていく今日このごろです。

そこで今回私がおすすめしたいのは、「ヨーロッパサッカー観戦」です。日本人選手もここ数年で素晴らしい活躍を見せており、興味のある方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

私は家でビールを飲みながらヨーロッパサッカーをテレビで見るのが好きです。皆さんにもヨーロッパサッカーをテレビ観戦する際に特にここを見てほしいと思うおすすめポイントを2つ紹介させていただきます。

その前にヨーロッパサッカーについて少し説明します。

ヨーロッパ各国には日本のJリーグの様にそれぞれの国内リーグがあり、その国内リーグで上位チームはヨーロッパNO. 1チームを決めるトーナメント戦（チャンピオンズリーグ、

ヨーロッパカップ)に出場することができます。選手達は皆このヨーロッパNO.1を目指して頑張っています。ヨーロッパサッカーは世界中で最も資金が集まり、ヨーロッパだけでなく、南米、アフリカ、アジアなど世界中から素晴らしい選手が集まってきており、高いレベルを維持しています。

中でも特に強いリーグは、スペイン、イングランド、イタリア、ドイツ等で、それらの上位チームは、資金的に裕福で世界中から大物選手を集めるビッグクラブです。

日本のプロ野球の様に外国籍選手（EU圏外枠）には出場制限があり、1試合5人までしか出場できませんが、EU内国籍の選手は国内選手と見做し、それ以外の国籍の選手でも、数年程外国籍選手としてプレーするとEU国籍を取得できるので、出場制限がなくなります。結果イングランドのある強豪チームは、リーグ戦で1チーム11人の内イングランド国籍選手が1人もいないということもありました。（それはイングランド国内外から批判があがりました。）

※イギリスはサッカー発祥の地で、イングランド、スコットランド、北アイルランド及びウェールズのそれぞれにサッカー協会（4協会）と国内リーグがあり、ワールドカップにも別々の国として出場します。先日のロンドンオリンピックでは初めて4協会が結集してイギリス代表として出場しました。（残念ながら金メダルは取れませんでした。）

さて、ひとつ目のおすすめポイントは、“そこでプレーする選手たちの相手を尊重する気持ち、すなわち「リスペクトの精神」”これを感じることです。

選手たちは、試合中こそ互いにエキサイトして、危険なファウルや暴言を吐いたりすることもよくありますが、試合が終われば相手を称え合い、観客に感謝の気持ちを表現し、インタビューを受ければチームメイトや対戦相手に敬意を表し賞賛の言葉を贈ります。

「今日試合に勝てたのはチームメイトのお陰なんだ」

「相手の〇〇選手のドリブルを止めるなんて不可能だ。彼は次元の違うプレーをしている。」

「今日の勝利をサポート（ファン）に捧げるよ。」等々。

日本人には少しピンとこない感覚かも知れません。相手に対する敬意を直接伝えたり、例えばインタビューで相手や仲間を賞賛するようなことはあまり目にしませんよね。

相手に対する敬意を直接伝えたりするのが苦手な方は多いのではないのでしょうか。でもだからと言って相手を尊重する気持ちが足りないとは思いません。日本人の良さは行儀のよさと思いきり。これは海外でも高く評価されていることだと思います。

ヨーロッパでは気持ちの伝え方がよりストレートで日本人なら“歯の浮くような言葉”を自然に表現してしまうのでしょうか。負けたチームの選手は相手選手のプレーを称え、勝ったチームの選手は相手チームの健闘を称えます。ですから例え自分の好きなチームが負けたとしても、勝ったチームの選手が相手の健闘を称えてくれるので、好きなチームが頑張った上で負けたのなら仕方がないなと思えます。

選手達の「リスペクトの精神」を感じながらサッカー観戦することもおすすめです。

ふたつ目のおすすめポイントは、ヨーロッパにサッカーの文化が浸透していて、人々がサッカーに対して成熟しているを感じることです。老若男女問わずスタジアム、スポーツバーや自宅で観戦し、サッカー談義に花を咲かせています。同じチームを何世代にも渡って応援する人々もおります。彼らは、ひとたび試合となれば自分の応援するチームを全力でバックアップするとともに対戦相手に対し容赦ないブーイングを浴びせます。

私はスペインの強豪レアルマドリーのホームスタジアム（収容人数約 85,000 人）で観戦したことがあります。スタジアムには老夫婦、子供連れの家族など様々な人々が観戦に来ていました。もちろん私の様な外国人も大勢いました。スタジアムは傾斜がきつく落ちそうになる感覚があります。最上段の客席はビル 10 階くらいの高さでしょうか。その席からは選手達が米粒くらいに感じると思います。それでも観客は選手のちょっとしたいいプレーに拍手を送り、判定に不満があれば一斉に立ち上がります。

スタジアムで観戦した日の夜は、どこに行ってもサッカーの話でもちきりでした。その日の試合映像を至る所で何度も流していました。彼らはどうみても知り合いではなさそうな相手とサッカーに対する思いをぶつけあっていました。テレビ観戦をする場合でも、観客の情熱や成熟度を十分に伝わると思っていますので、試合終了後の彼らの様子を想像しながら一度見てください。さらに楽しんでいただけたらと思います。

自分の思ったこと感じたことを相手に伝えるのはとても大切なことだと思います。それは仕事でも言えることで、例えば提案であったり苦言であったり報告相談であったり様々です。自分が相手に考えを伝えることでまた仕事に新たな広がりが出てくるかもしれません。

いかがでしょうか？今ヨーロッパ各国リーグは終盤を迎えており、衛星放送等テレビで試合を観戦する事が出来ます。日本の選手が活躍するところがみたいなど興味があつてこれからみよう、見てみたいと言う方は、選選手達の「リスペクトの精神」やサッカーに成熟した観客の表情やリアクションを感じながらサッカー観戦することもおすすめします。

〈平木 圭介〉

2012 年 2 月入所 銀座第二室所属

▼セミナー案内 5 月セミナー

テーマ：助成金

タイトル 助成金活用セミナー

開催日時 2013 年 5 月 9 日（木） 14：00（受付開始 13：30）～16：00

◆編集後記

今年のGWは平日もはさみながらも、最大 10 連休を取られた会社様もいらっしゃるのではないのでしょうか。私が担当している顧問先会社様も繁忙期の時間外調整を行う計画年休を平日 3 日にあて 10 連休のカレンダーを作ってもらっていました。

室長現場レポートにもありますが算定基礎届、労働保険年度更新業務など、大槻事務所でも会社様と今年のお打ち合わせをしたりと、準備をしております。またお手続きに際しご不明な点等ございましたらどうぞご相談ください！

編集・発行： 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ：https://ssl58.hetemi.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

Webサイト：<http://www.otuki.org/>